

多文化共生

成果報告書

2025-2026年度



法政アクティブリサーチ 山田クラス

石西大樹・井上智貴・今堀竜之進

岩倉優・大島悠登・杉澤昂

高屋量太・谷川敬郁・中川陽平

西村虹美・松本桂奈・山田周

目次

導入

文責：高屋量太

第一章 外国人観光客の現状と課題

文責：大島悠登、杉澤昂、井上智貴

- I 調査意義
- II 団体の活動概要
- III 調査活動報告
- IV まとめ

第二章 海外にルーツをもつ子どもたちへの学習支援について

- I 調査意義 文責：今堀龍之進、石西大樹、中川陽平
- II 調査目的
- III 鶴見国際交流ラウンジ
- IV 京都市教育委員会
- V 大阪市生野区多文化ふらっと
- VI 考察

第三章 留学生の多文化共生について

文責：山田周

- I 調査意義
- II 龍谷大学グローバル教育推進センターの概要
- III 調査活動報告
- IV まとめ

第四章 海外出身人材の定住障壁と、文化・宗教的リスペクト

- I 調査意義 文責：谷川敬郁、岩倉優
- II 調査概要
- III 海外出身メンバーの実態と「選ばれる国」としての国際競争力
- IV 現場資料から考える「見えない障壁」とリスペクトの欠如
- V 日本企業側における受け入れの現状と課題
- VI 結論
- VII 我々が考える「多文化共生」の定義 多文化共生とは

第五章 外国人の国民健康保険加入を巡る世論と実態について

文責：松本 桂奈

- I 調査意義
- II 国民健康保険とは
- III 調査活動報告

1 大阪市役所大阪市福祉局生活福祉部保険年金課

2 京都市役所京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室国民健康保険指導

IV 考察

第六章 外国人が日本で暮らしていくためには

文責：西村虹美

I 調査意義

II 調査概要

III インタビュー対象者の背景

IV 調査内容

V 総括

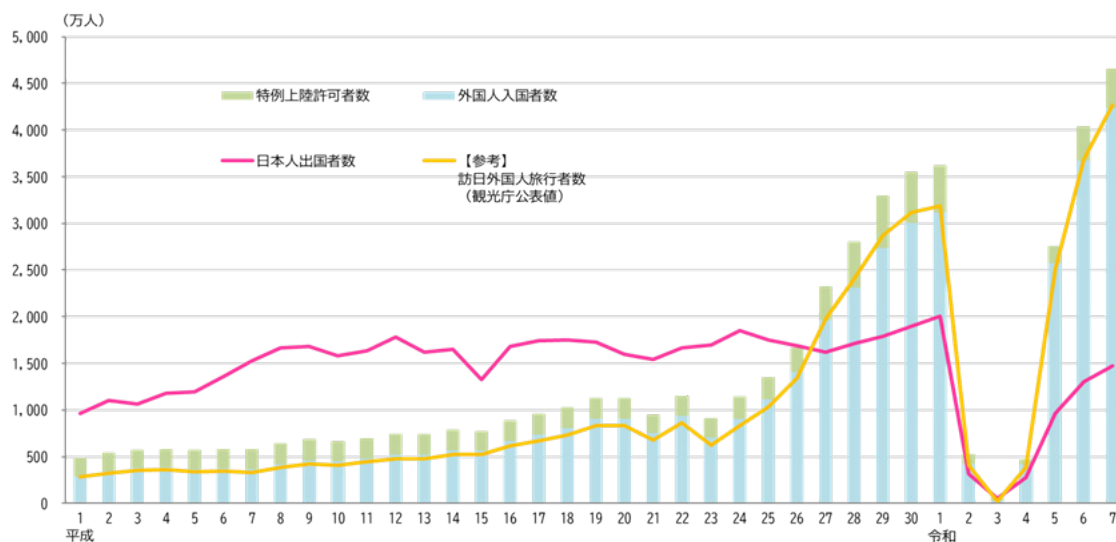
第七章 総合的検討

文責：高屋量太

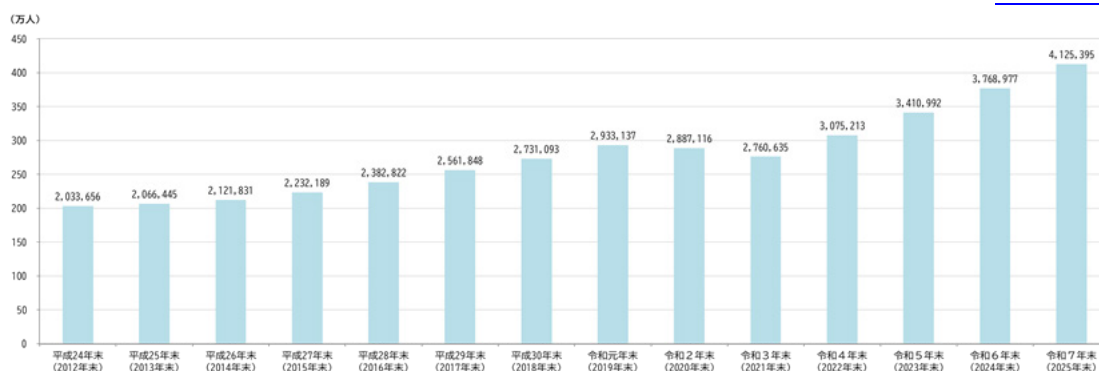
導入

文責 高屋量太

近年、日本を訪れる外国人、日本に在留する外国人は増加している。これまでは、インバウンドの増加、人口減少への対策、グローバル化などの利点が注目されてきた。一方、その著しきや制度上の問題にも国内世論の注目が集まり、外国人の増加への現実的な懸念や不安にも目を向けられている。今日では、政治課題の一つとして挙げられ、その対応を見直す動きも見られる。



出入国在留管理庁 [令和7年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について](#)
(速報値)



出入国在留管理庁 [令和7年現在における在留外国人人数について](#)

当クラスでは、「多文化共生」をテーマとして各団体にヒアリング調査を行い、「多文化共生」の実現について考えてきた。「多文化共生」について、総務省は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(多文化共生の推進に関する研究会 報告書)と定義している。一方で、「多文化共生」の捉え方は多種多様でもある。本成果報告書では、ヒアリングの成果をまとめた上、それぞれが「多文化共生」とは何かということにつき、考えたことを論じていく。

以下いくつかの分野において、実際に行われている取り組みを見ていく。前提として、各分野で主に懸念されている点を、ヒアリングで伺った実際の声に基づいて例示する。

- 1 調査先：参政党京都支部連合会
日時：2026年3月14日

場所：竹屋町法曹ビル2階 安達法律事務所
応接者：安達ゆうじ参院議員 中尾敏幸会長
ポイント

「日本の国益を守り、世界に大調和を生む」が参政党の理念である。外国人の受け入れとその文化の尊重とは、別問題と考える。受け入れについては、主権として国が決定権を持ち、そこには裁量がある。国民のうち、外国人の割合の何%を限界値と捉えるかという問題である。「多文化共生」のためには、日本人とは何か、日本の文化とは何かを追求することが重要である。自分の文化を知らなければ、相手の文化は尊重できないだろう。

2 調査先：京都府国際センター

日時：2026年3月27日

場所：京都テルサ東館3階 京都府国際センター

応接者：近藤徳明事務局次長

3 懸念されている点

〈観光〉

「外国人観光客が多すぎて、公共交通機関に乗れない。」という声や、「たくさんの荷物を持った外国人が増えて、困っている。」という声がある。特に京都では、生活領域と観光領域が密接であることから、外国人観光客によって生活領域が侵される場面がある。

〈教育〉

外国人の児童が急激に増加しており、ある小学校では「児童の4分の1が外国人になった。」という声がある。そのような状況で、「グループワークのとき、4人のうち3人が外国人になり、外国語で会話が進むので、困った。」という問題がある。

〈労働〉 第四章を参照

円安の進行や賃金上昇の停滞の中、日本企業が抱える課題は深刻化しており、かつてのような労働環境の優位性は失われつつある。しかし、アジア圏での人材獲得競争が激化する今なお、日本社会の底流には「選ばれる国」という根拠のない慢心が根強く残る。

〈制度上の懸念〉 第五章を参照

外国人による医療目的の入国や、保険料未納の問題がある。外国人が国民健康保険を利用することについて、不公平という意見がある。

〈その他〉

・マナー、ルールの違いについて

外国人住民の「ゴミの出し方が悪い。」という声や、「夜中まで騒いでいる。」という声がある。京都府国際センターをはじめとする支援団体では、日本のマナーやルールについて、相談の受付や支援を行っている。当事者となる外国人が、そのようにしてしまう原因は、わからないということにある。地域に暮らす住民自らも、コミュニケーションをとり、伝えることが重要である。

・外国人による土地取得について

「いつの間にか家主になった外国人に、賃料や地代を払わなければいけなくなった。」
「建物の修繕依頼をすると、家主は海外にいて対応してもらえなかった。管理会社に連絡しても、冷たい対応をされたり、修繕を拒否されたりした。」という声がある。外国人による土地取得については、生活に関わる問題に加え、安全保障上の問題なども挙げられる。これについてルールを設けるため、政府による検討がなされている。

・日本企業の株式取得について

国内で育ってきた企業の株式を外国人が取得することにつき、経営の方針や雇用の形態が変わることが懸念されている。短期的な利益の追求が、人事や給与等に係るコストカットにつながる。自由競争の建前上、株式取得を制限する法制化は困難であり、企業ごとの買収防衛策もあるが、一度取得を許すと以降対応できなくなる。

第一章 外国人観光客の現状と課題

文責：大島悠登、杉澤昂、井上智貴

I 調査意義

近年、日本を訪れる外国人観光客が増加している。外国人観光客の増加は日本の経済に良い影響を与えている一方で、特定の観光地に許容範囲を超える観光客が押し寄せ、地域住民の生活環境の悪化、自然環境の破壊、観光客自身の満足度低下などを引き起こす「オーバーツーリズム」という問題が起きている。

また、外国人観光客との文化やマナーの違いによる地域住民とのトラブルも起きている。こうした問題を解決し、外国人観光客と地域住民が共生するためにはどうしたらよいのだろうか。

本調査では、主に外国人観光客を日本に誘致する観光会社にお話を伺い、外国人観光客増加による良い面と悪い面、また、こうした問題への現場での対応策について知ることを目的とする。

II 団体の活動概要

1 株式会社エクスペッションズ

北陸地域を中心に、旅行手配、ガイド対応、宿泊施設運営、コンテンツ造成などインバウンド対応における包括的な支援を行っている株式会社。2002年より創業し、翻訳・通訳などの言語サービスを中心に事業展開を行い、2017年より、インバウンド分野へと事業領域を広げ、宿泊施設の運営を開始した。2024年には、第3種旅行業に登録し、翌年には、金沢市内にインバウンド向けの体験施設をオープンし、施設の管理・運営を行っている。

2 株式会社大阪メトロアドエラ

大阪府を中心に関西で、「Osaka JOINER」という外国人観光客向けの体験型ツアーを提供している株式会社。マーケットインの観点で、地域と連携したコンテンツ造成、旅行者と地域をつなぐガイド人材の育成等を進め、「ローカルイマーシブ体験（生活没入）」を提供していることがウリ。2024年3月にローカルガイド事業をスタートし、西日本を中心にインバウンド受入観光整備等のコンサルティング事業を展開。

III 調査活動報告

(1) 1. 調査概要

調査対象：株式会社エクスペッションズ

日時：2026年3月13日

場所：インバウンド向け観光体験施設「unveil」

応接者：細川明日奈様

2. 調査報告

Q1. 石川県で訪日外国人が増加し、2024年に外国人延べ宿泊者数が全国1位の伸び率になった要因として考えられることは何か。

A1. 石川県の自治体がおよそ10年前から欧米豪をターゲットとする戦略を取り、その後北陸新幹線が開通されたことによってアクセスが向上。石川県は東京から大阪へ移動する道中で寄り道し易いため、もともと石川県にくる予定のなかった観光客を取り込むことが可能に。また、SNSで欧米豪向けのInstagramの運用や、パンフレットを作成し、現地の旅行会社へ販売するといったプロモーションに注力したほか、石川県独自の文化や歴史との結びつきといった要素が訪日外国人から高い評価を得ていることなど、複合的な要因で訪日外国人が増加した。

考察 訪日外国人が増加し、中でも欧米豪の割合が多い理由として、石川県の伝統文化に魅力があるからではないかと考えた。欧米豪の訪日外国人は、日本文化の背景にある価値観や、文化のストーリーに関心を寄せる方が多いと、細川様は実感されていた。また、石川県の魅力の一つとして、金沢の武家文化や加賀友禅、能登の食文化や祭礼など、工芸・芸能・食・精神文化等の様々な文化資源を持つ点が挙げられる。これらの文化資源は、単に消費するだけでなく、自分自身の体験として取り組み、その背景にある生活や価値観、文化のストーリーに参加することができる。実際に石川県では、伝統工芸である染め着物の加賀友禅を簡単な手描きや、型染めで友禅染を体験し、加賀友禅の装着体験もすることができる。また、金沢には、ひがし、にし、主計町と3つの茶屋町があり、そこでは、芸子連によるお座敷太鼓や、お座敷遊び等を気軽に体験することもできる。

これらのことから、石川県の伝統文化は、他の日本文化よりも、体験することに長けおり、その体験が欧米豪の訪日外国人を魅了しているのではないかと考えた。

Q2. 訪日外国人の増加が地域住民の生活や文化資源等にどのような影響を与えるか。

A2. 訪日外国人は伝統工芸に興味がある人が多いため、自社の訪日旅行客のお客様を見たときに、工芸品を購入する割合が日本人に比べて圧倒的に高く、伝統工芸産業の活性化に貢献しているほか、普段地域住民の注目を浴びづらい事業者の誇りの醸成にも繋がっている。一方で、地域住民が日常的に利用していた市場が訪日外国人で溢れ、地元の間人が買い物できなくなる、といった負の側面も存在する。

考察 石川県には、先ほど挙げた加賀友禅以外に、九谷焼、輪島塗、山中漆器など国指定伝統工芸品が10品目もある。しかし、これら伝統工芸は、職人の減少や後継者不足で、伝統工芸を存続させていくことが困難な現状がある。訪日外国人の工芸品に対する関心を活かすことで、これらの歴史的価値のある伝統工芸を存続させていくことにつながるのではないだろうか。

訪日外国人による工芸品の購入や、体験などにより、伝統工芸の需要が高まり、その歴史や技術的な価値が再認識されることで、伝統工芸産業が活性化し、伝統工芸という文化資源が存続することにつながるのではないかと考察する。

一方で、訪日外国人の増加により、地元住民が市場で買い物することが困難になるという事態については、訪日外国人を分散させる必要があるのではないかと考える。石川県では、現在訪日外国人の約9割が金沢に集中的に集まるとされている。しかし、石川県には、金沢以外にも、加賀市の温泉郷や、能登半島の巖門など魅力的な観光地が多く存在する。これらの観光地の魅力を、訪日外国人に知ってもらうために、SNSなどを通じたPR活動を行い、訪日外国人を石川県内で分散させることで、インバウンドによる地元住民への生活の影響は緩和されるのではないかと考察する。

Q3. 訪日外国人の増加によって浮き彫りになった課題は何か。また、それらの課題に対しどのように対応しているか。

A3. 実際に発生したトラブルとして、訪日外国人が市場で鮮魚などの食品の写真を撮影する際、誤って商品に手が触れてしまう、といった事例が挙げられる。この問題に対し、ツアーガイドによる訪日外国人への注意喚起だけでなく、事業者に対し理解を求めるためのセミナーを開く、といった形で対応した。

考察

市場で、商品に手が触れるという事態について、訪日外国人に悪意はないのではないかと考える。なぜなら、訪日外国人の多くは、日本のしきたり等に対しての知識がないからである。一方で、事業者側も訪日外国人のマナー違反に悪意はないということ

や、注意喚起の仕方等について知識が欠けている場合があるのではないかと考えた。訪日外国人には、日本のルールを共有するために、A4のようなイラスト等を用いてルールの理解を得て、一方で、事業者側には、セミナー等を開くことで、訪日外国人についての理解を得ることが重要ではないかと考察する。そして、それらのイラストは、単にルール違反をNOと言いつけるのではなく、訪日外国人の立場に寄り添って、丁寧な表現で提示することで、訪日外国人、事業者にとって、相互により関係を築けるのではないかと期待する。

Q4. 観光客の増加・集中に対し、どのように対策しているか。

A4. 石川県では観光客の約 90%以上が金沢市に集中しているため、金沢以外の市町村とコラボレーションしてコンテンツを作成する、といった形で観光客の分散を図っているほか、イラスト等を用いることで訪日外国人にも理解し易いように工夫した PDF を4つの言語で作成し、広告配信することによってマナー周知を試みている。

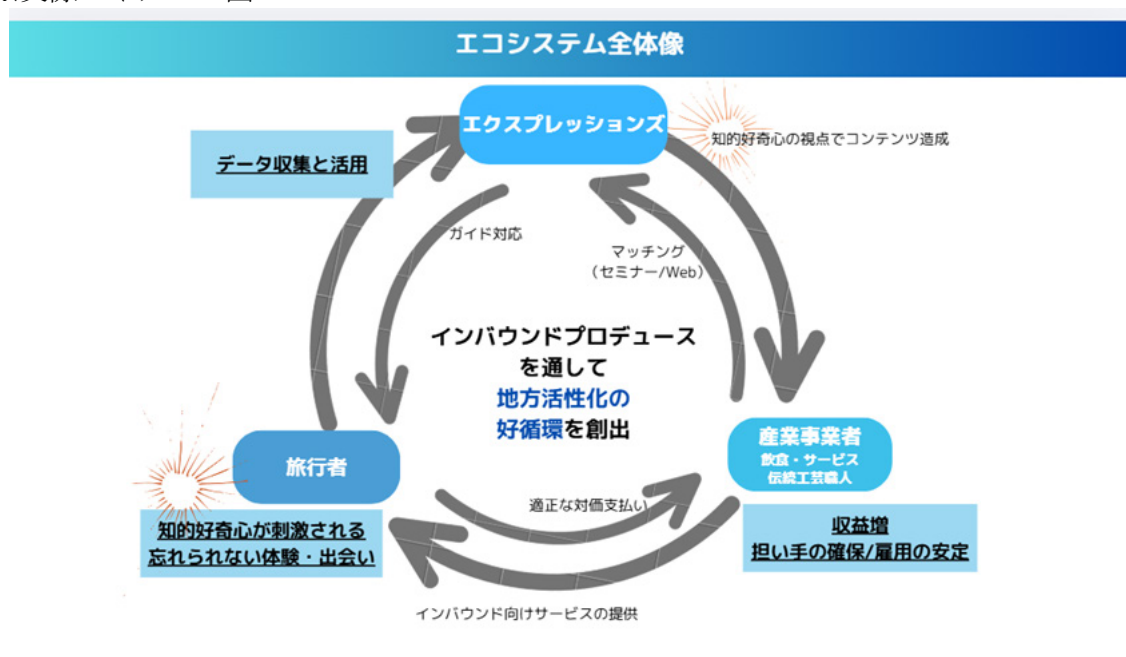
※実際の PDF (<https://www.ishikawatravel.jp/en/plan-your-trip/travel-like-a-local/>)



Q5. 理想的な住民、観光客、事業者の関係像について。

A5. 「エクスプレッションズ」「旅行者」「産業事業者」の3つのプレイヤーが三つ巴となり、一過性の観光ビジネスで終わらせるのではなく、「エクスプレッションズのプロデュース力」によって、旅行者の満足度向上と地域事業者の経営安定を同時に達成する持続可能なエコシステムを理想としている。

※実際のイメージ図



考察

このエコシステムが達成されれば、利益を得られず不利益のみを被る人がいない理想的な循環が達成されると考えられる。また、これらの関係性を築くためには、相手に偏見を持たずに接して日本に良いイメージを持ってもらい、観光客に「また来よう」と思ってもらえることが何より重要であると理解することができた。

Q6. 多文化共生や訪日外国人の対応について、意識していることは何か。

A6.

とにかく「偏見を持たない」。「アメリカ人」や「イギリス人」といったように、「外国人」で一括りにするのではなく、一人の人として対応することを心掛けている。また、元パナソニック代表の松下幸之助氏の「観光は最も大きな平和方策である」という言葉に倣い、社全体の意識として「観光は平和に対し効果的なアプローチである」と考えており、一人一人に対し誠意を尽くした対応をすることで、長期的な視点で平和に貢献しようと意識している。

考察

ヒアリングの際に、「海外の人を迎え入れることで、世界が平和になる」という言葉が特に印象に残った。訪日外国人を、異なる人種や文化の人だと判別するのではなく、一人の人として受け入れることが重要なのだと感じるとともに、異なる人種や文化の人を一人の人として迎え入れ、お互いを受け入れることから多文化共生は始まるのだと理解することもできた。

このことから、観光によって、訪日外国人の存在を知り、受け入れることで多文化共生が始まり、その延長線の平和を実現することにつながるのだと考察した。

1. 調査概要

調査対象：株式会社大阪メトロアドエラ

日時：2026年3月26日

場所：Osaka Metro 心斎橋ビル8階

応接者：吉田瑛仁様

2. 調査報告

Q1. 訪日外国人の増加が地域住民の生活や、文化資源（歴史建築、文化財、自然景観な

どにどのようなメリット・デメリットを与えるのか。

A1. 大前提として、日本の経済規模を考えると、どんどん外国人観光客に来てもらい、お金を使ってもらわないと日本の商業は活性化しない。その経済成長という点では大きなメリットがある。また、文化資源についても、彼らから得た収入を文化資源保護に使うことで文化資源を守ることができる。

一方でデメリットとしては、インバウンドのおかげで利益が出る、外国人向けの事業をしている人と、別に外国人向けの事業をしておらず、オーバーツーリズムなどのインバウンドによる悪影響のみを受けている人に分かれてしまっている。

考察 観光客から得たお金で文化資源を保護し、その文化資源を見るためにさらに観光客が来るという良い循環が生まれていると考えられる。また、オーバーツーリズムなどの悪影響のみを受けてしまっている人達にも、外国人観光客が来てくれることによる利益のメリットを伝えて、外国人観光客への理解を深めてもらい、彼らにも利益が出るように協力し合うことが必要だと考えられる。

Q2. 訪日外国人に対する地域と事業者の課題やトラブルはどのようなものがあるのか。

また、その課題についてどのように対応されたのか。

A2. トラブルには言語や食事関係などがあるが、それらが起きる理由は情報交換ができていないからであり、コミュニケーションをとって情報交換を行うことが大切である。外国人はエレベーターなどで見知らぬ人と会っても積極的にコミュニケーションをとるが、日本人は見知らぬとはなかなかコミュニケーションをとらないため、日本人も積極的にコミュニケーションをとって情報交換を行うことが大切である。

Q3. 観光客の集中や増加に対してどのように対応を行っているのか。また、行政や地域住民、他の観光事業者と協力は行われているのか。

A3. 自分たちの会社では、地域住民と協力して皆でいいものを作り、外国人観光客に日本の生活に没入して楽しんでもらうことを意識している。観光客の集中や増加に対する対応については、まずお客さんの視点で考えるようにしている。ある時間に観光客が集中した場合、どのように分散させるかをこちらが決めるのではなく、例えば、観光客は地域住民よりも朝や夜に活動しがちなのに、朝や夜に訪れられる場所が少なかった場合、朝や夜に行う事業を作り、結果的に朝昼夜に分散されている状況を作っている。

考察 事業者側が、観光客がいつどこに行くかという選択を決めるのではなく、観光客の選択肢を増やすことで、観光客がいつどこに行くのかが分散され、結果的に観光客の集中を防いでいると考えられる。また、日本を観光してもらうことよりも、日本の日常に没入してもらい、日本の日常を体験してもらうことでより日本のことを深く知ってもらっているのではないかと感じた。

Q4. 多文化共生や訪日外国人への対応で御社が意識されていることは何か。

A4. やはり旅行者目線で考えることを意識している。相手とは育ってきた環境も文化も宗教も異なるため、まず相手の気持ちや考えを理解することが大切である。そのために日常会話のコミュニケーションを積極的に行い、自分の話をするだけでなく相手の話を聞くことで、相手と交流して相手を理解することを意識している。

考察 相手の考えを理解することも大切ではあるが、それと同様に自分の考えを相手に理解してもらうことも重要であると考えられる。また、観光客の気持ちを知るためには、自分が他国に観光に行くことも効果的ではないかと期待できる。

Q5. 観光客との文化や言語の違いをどのように乗り越えてコミュニケーションを取っているのか。

A5. 文化や言語の違いを乗り越えなくても、コミュニケーションをとるためには、コミュニケーションをとろうとする姿勢そのものが一番大切であり、相手にビビらずに距離を縮めようとするのが大切である。欧米には雑談をする文化があるため、例えば本題でない話でも雑談をすれば距離を縮めることができる。会話以外にもアイコンタクトや表情で気持ちを伝えている。

Q6. 日本のルールやマナーに完全に適応してもらうべきか、外国人観光客の文化を理解して、日本のルールやマナーを破っていても多少は譲歩するべきかどうかをどう考えておられるのか。

A6. ここが日本である以上は、日本のルールやマナーに対してリスペクトしてもらう必要がある。相手の文化も尊重はするが、だからといって日本のルールやマナーを守らなくても良いという理由にはならない。

考察 日本ルールやマナーは基本的に守ってもらう必要があり、それらを守ることができていない人も、知らないだけで守る気はある人達が多いため、日本のルールやマナーを観光客に知ってもらうことで、こちらも相手も気持ち良く共生できると考えられる。

IV まとめ

本調査では、インバウンド対応の最前線にある2社へのインタビューを通じ、外国人観光客増加の影響と現場での対策を調査した。

調査の結果、観光客の増加は経済的利益だけでなく、「日本文化への体験・関心」を軸に、後継者不足に悩む伝統工芸産業の活性化や事業者の誇りの醸成に大きく貢献していることが分かった。一方で、特定の観光地への集中による住民の生活環境悪化や、マナー違反によるトラブル、およびインバウンドの恩恵を受けない住民との意識の乖離という課題も浮き彫りになった。

これに対し、今後の多文化共生に向けた対策として二つの視点が導き出される。

第一に、観光客の行動を一方向的に制限するのではなく、新たな地域コンテンツや時間帯（朝・夜）の選択肢を提示することで、自発的な「分散」を促すこと。第二に、マナー違反は知識不足が原因であるため、イラスト等を用いて分かりやすくルールを伝えることである。同時に、住民や事業者側も観光客を「一人の人」として向き合い、言葉の壁を恐れず主体的にコミュニケーションを図る姿勢が求められる。

一過性のビジネスで終わらせるのではなく、旅行者の満足度、住民の生活環境、事業者の安定が三つ巴で循環する「持続可能なエコシステム」の構築が必要である。観光客が日本の日常に没入し、地域がそれを温かく迎えるという「双方向の歩み寄り」こそが、住民と外国人観光客が心地よく共生できる社会の実現に不可欠である。

第2章 海外にルーツをもつ子どもたちへの学習支援について

調査意義

2023 時点で、公立学校に在籍する外国籍の児童生徒数は約 13 万人であり、日本語指導が必要な児童生徒数は約 6 万人と、年々増加傾向が見られる¹。外国籍の児童生徒が将来的に日本で生活するにあたって、教育から取り残され、日本語や基礎学力を欠いたまま成人した場合、将来的に不安定な雇用環境に置かれやすくなる。これは、当事者の自己実現を阻むだけでなく、長期的には社会保障費の負担増大や、それに伴う社会的緊張を生み出す原因になる。こうした将来的な課題を解決することは、今後の外国人移民の受け入れのしやすさや、労働人口減少の解消、それに続いて財政の安定が期待される。

本調査では、将来的な課題解決に向けて現在行われている自治体や NPO 法人の施策を把握し、取り組むべき課題を考察していく。

I 横浜市鶴見区役所

文責 中川陽平

1. 調査目的

外国人児童が日本における新生活で知らない言葉や価値観、慣習などに圧倒され、挫折や不安感を抱くことは当然だと言える。本調査では、「多文化共生のまちづくり」が盛んな横浜市鶴見区役所に訪れ、海外にルーツを持つ子どもたちが日本で育ち、日本において自己実現ができるための施策と現在の課題を把握していく。

2. 調査概要

日時：2026 年 2 月 10 日

場所：横浜市鶴見区役所

応接者：矢野 様

村上 様



3. 調査内容

(1) 鶴見国際交流ラウンジ

支援内容は、地域住民や大学生を中心とするボランティアによる日本語および、教科の個別指導が中心である。

1) 小学生クラス「あおぞら」では、第一、第三土曜日の午前 10 時から 12 時

2) 中学生クラス「なないろ」では、毎週月曜日夕方 5 時から 6 時半

(2) 鶴見交際交流ラウンジにおける進学先の内訳

令和 6 年度では、受験生 15 人全員が進路を決定しており、公立高校の在県枠 6

¹ 文部科学省（2024）「令和 5 年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」（令和 6 年八月）mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_3.pdf（最終閲覧日 2026 年 5 月 15 日）

人、一般入試2人、二次募集2人など、多様な形で進学している。今年度も8人程度の生徒が受験期を迎え、進学に向けている。

(3) その他の活動

「卒業生が語る入試体験と高校生活」といった講座を年2回ほど開催している。学園祭への参加、学校見学、志望校選びなど、卒業生との交流の場となっており、「自分自身はどうなりたいか」といった将来のアイデンティティを探求する機会となっている。

4. 鶴見国際交流ラウンジにおける現在の課題

母国で中学校を卒業しているものの、日本の高校に進学するのに必要な学力や日本語能力が不足している子どもたちが増加している。いわゆる、学齢超過者の増加である。現在、学齢超過者に対する支援は、民間団体（NPO 法人 ABC ジャパン²など）や神奈川県が連携し集中的に行っている。令和7年度時点で、来日1年未満で高校受験を控える中学3年生の約半数がこの状況にある。

また、日本語指導と教科指導を同時並行して、かつ短期間で集中的に教えることは、その児童の負担だけでなく、教員の負担も課題として挙げられる。ある保護者は学習に非常に熱心であり、ラウンジでの学習以外の習いごとにも通わせている。こうした教育方針をもつ家庭において、教員は日本語指導に加えてメンタルサポートを行うのは難しいと言える。

5. 教育の視点から多文化共生をより一層実現していくための施策

日頃から学校の学習時間（例：総合学習）で多文化共生をテーマに取り上げることが、子どもたちにとって多文化共生を「普通のこと」として捉える上で重要だと言える。鶴見区内にある小中学校では、特に外国人児童の多い学校において、「国際教室」を立ち上げ、多文化共生のテーマについて日本人の児童とともに学んでいく環境が整っている。また、教育の視点以外にも、企業が主体として交流していくことも実際に行われている。日本のサッカークラブである横浜F・マリノスは、日本の児童と外国人児童の交流サッカーイベントを提案し、開催を行っている。こうした自発的に地域の役に立ちたいという企業と連携し、国籍の垣根を越えてスポーツなどで交流する場を地域全体で提供していくことは、多文化共生を深めるうえで非常に有効である。

6. 課題と考察

海外にルーツを持つ子どもたちが、日本で成長していくためには日本語の習得ももちろんではあるが、それ以前に子どもたちが自分らしく生きていける居場所づくりが求められる。現在と未来を考えるうえで、外国人児童の自己実現を叶えることは、個人的なことと社会全体両方の問題を解決する。個人的な領域では、異質性を排除した人との関わりや、就労や結婚などといったライフステージの拡大である。社会全体の領域では、社会保障費を負担する側として財政赤字の問題を解決すること、また職業選択の拡大による社会的な緊張の解消、つまり今後の移民を受け入れやすくすることの可能性につながる。しかし、一方で受け入れる側、特に教員は、労働時間が増加し、いわゆる「過労死ライン³」も新たな課題として生じるだろう。課題の負担を分散するためにも、特定の団体や機関が行うのではなく、外部委託や教員の業務補助員の配置、そして企業やボランティアの参加がより一層求められるのではないだろうか。

² NPO 法人 ABC ジャパンについて https://www.abcjapan.org/organization_overview/（最終閲覧日 2026 年 5 月 12 日）

³ 文部科学省 教員勤務実態調査（令和4年度）の集計（確定値）について（令和6年4月4日）https://www.mext.go.jp/content/20240404-mxt_zaimu01-100003067-2.pdf（最終閲覧日 2026 年 5 月 15 日）

II.京都市教育委員会

文責：石西大樹

1. 調査目的

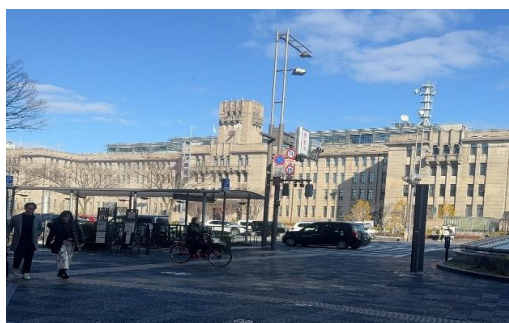
外国人と日本人の間には、文化や言語、制度と言った様々な壁が存在する。本調査では、これらの「壁」に直面する外国にルーツを持つ子どもに対して、京都市はどのような政策、対策を講じているのか調べるため調査を行った。

2. 調査概要

日時：2026年2月17日

場所：京都市役所

応接者：山本卓美様



3. 調査内容

(1)多文化学習推進プログラム

京都市立小学校、中学校における、外国籍及び外国にルーツを持つ子どものアイデンティティの保持、及び日本人児童の広い国際理解、国際協調を深めることを目標とした取り組み

<主な活動内容>

- ・外国にルーツを持つ子どもの親や京都在住の外国人や留学生を講師として招き、その講師を通じて外国の歌、遊び、食べ物、習慣、生活を知り、体験する活動
- ・身近な物の名前や、日常の挨拶などを通じて外国語に慣れ親しむ活動

(2)日本語初期集中指導教室「わかば」

週に数度の日本語指導のみでは学習が追いつかない子ども達のため、短期的に日本語を集中して学べる環境を作るという目標の下開設された教室

<主な活動内容>

- 1)対象：京都市の中学校への編入、入学を控えた日本語がほとんどできない中学生及び小学校5年生、6年生
- 2)学習期間：4週間
- 3)指導時数：1日5コマ×18日間=90コマ
(通常の学校で週2コマの日本語指導を1年間(約100コマ)受けるのと同等の学習を1ヶ月間で行う)
- 4)効果：小学校1年生、2年生程度の漢字や日常生活の会話ができるレベル
(ただし、中学校の数学等の授業を理解する「学習言語」の習得には至らない)

(3)その他の取り組み

・多言語による小学校生活オリエンテーション

- 1)対象：小学校入学前の子どもと保護者
- 2)内容：本の小学校制度の説明、「日本語を母語としない保護者のための小学校

生活スタートガイド」という冊子の配布

・他言語話者の生徒や保護者のための多言語進路ガイダンス

1)対象：中学校1年生、2年生、3年生

2)目的：高校進学等を早期から考えてもらうため

3)内容：高校入試や進学後の生活についての多言語を用いた説明および、外国にルーツを持つ先輩(高校生、大学生)を招き、受験経験や今の生活の話聞き縦のつながりを作る

4. 課題と考察

今後、日本が多文化推進を進めていく上で必ず問題となってくる点が、教員の数である。現状の日本語指導教員の数は十分に確保されているものの、文部科学省が定める教員定数により日本語指導が必要な生徒に対しては、18人につき教員1人という制約が設けられているため1人の生徒に対しつきっきりでの指導は困難である。日本語指導教室「わかば」の話でも触れた通り、短期では「学習言語」の習得には至らないため、学校の担任の先生などによる継続的な支援も必要となる。また、生徒本人のモチベーションにも個人によって差異がある。近年の外国人児童の大半は親の都合で来日しており、そういった子どもは望んで日本に来たわけではないため、日本語学習にあまり身が入らない等の問題がある。

→更なる教員の配置や日本語指導の充実、ポケトークと言ったAI翻訳機の活用による授業内容の理解の補助や、外国にルーツを持つ生徒の母国の話を社会科の授業に積極的に取り入れることにより相互理解を深めることで、日本の学校生活に溶け込みやすい環境作りができるようにすることが理想である。



1. 調査目的

大阪市生野区を調査対象とした理由は、4人に1人が外国籍を持つとされるグローバルタウンであるという点に着目したためである。多文化共生が浸透している社会では、外国にルーツを持つ子供たちの教育についてどのような施策を行い、どのような課題があるのかについて疑問に持ち、調査を行うことにした。

2. 調査概要

日時：2026年3月4日

場所：多文化ふらっと

応接者：金和永様

3. 活動内容(こどもみらい事業)

・学習支援活動 学習サポート教室 DO-YA /日本語学習サポート DO-MO

- (1) 中学生・高校生の宿題や教科学習、高校受験に向けた個別指導などを行う。また、「ダイレクト生」※を対象に、受験に必要な卒業証明書を母国から取り寄せたり、出願やインターネットでの申し込みを手伝ったりするなどの支援も行っている。
※「ダイレクト生」とは、日本の中学校に在籍せずに来日し、日本の高校を直接受験する外国にルーツを持つ生徒を指す。



- (2) 小学校1年生～6年生の宿題や自学自習をサポートする。夏休みの宿題など。
(3) 外国につながりがある子どもと若者の日本語学習や教科学習をサポートする。

4. 学習サポートにおける困難なことについて

・受験のプレッシャー 九月に来日される子どもが多く、中学三年生の方は高校入試の

時期に当たる。日本語勉強のプレッシャーと受験勉強を並行して進めなければならない。

・**第二言語による勉強** 高校入試に関して、制度上は母語での受験が可能であるものの、その受験対策を進めるにあたっては第二言語で学習する必要がある。共通語である英語を使って授業を行う等。

・**気持ちのケア** 親の仕事の都合で来日した子どもは多く存在し、子どもたちにとってそれは自分の意志による選択肢ではない。そのため、「自分は何のためにここにいるのか」と孤独や葛藤を抱えがちな傾向にある。(例)小学生にとって、1コマ90分は続きにくい。

→多文化ふらっとは外国にルーツを持つ子どもたちの「居場所」になる。

5. 「居場所」について

子どもを日本の学校環境に馴染ませるための取り組みや、日本語学習に力を入れることについて、子どもでありながら周りとは比べられ、個々に評価をされてしまう傾向がある。

→子どもにばかり求めすぎているのではないのか、という考え方。

「多文化ふらっと」が様々な思いを抱える外国にルーツを持つ子どもたちの「居場所」あるいは「よりどころ」となり、まずは安心して経験を積むことのできる環境を作ることが重要。人とかかわることへの恐怖を少しでも和らげ、日本語を話す勇気や助けを求める力を得ることこそが最も大切。

6. 課題と考察

日本語が理解できず、十分な支援を受けられないまま置かれている外国人児童に対しては、未だに偏見や誤解が多く、対策も不十分。現状の教育現場は教員の力量に左右されやすいため、教員側が相手国の文化背景の理解を深めるとともに、板書などを工夫する環境作りが必要となる。

また、学習面だけでなく、子どもたちの心のケアを行うことも重要である。多文化ふらっとが居場所を提供し、心のよりどころとなることで、日本語でのコミュニケーションに挑戦しようとする気持ちや、他者に頼る力を育むことが求められる。

さらに、法制度上、外国籍の子どもは義務教育の対象外となっているため、現場の対応は自治体などの行政に委ねられているのが実態。

→今後は法的な位置づけを明確にし、教育を保障していくことが望ましい。

総括

現在、日本では外国籍の児童生徒が増加しており、彼らが直面する言語的・文化的な壁への対応が重要な課題となっている。本調査は、多文化共生社会の実現を見据え、外国にルーツを持つ子どもたちが自己実現を果たし、自らの可能性を十分に発揮できる環境をいかに構築していくべきかを明らかにすることを目的として実施した。

横浜市鶴見区役所へのインタビューでは、主に学齢超過者をめぐる課題について知見を得た。日本語の学習支援において、短期集中的に日本語指導することは、外国人児童

と教員の両方に大きな負担がある。日本語学習支援を進めるうえで重要な外国人児童の「居場所づくり」についても考慮し、官民が連携して支援にかかわる全体的な負担を減らすことが求められる。

京都市教育委員会へのインタビューでは、外国にルーツを持つ子どもたちの学習意欲や進路へのモチベーションの維持が依然として課題であることが示された。その一方で、文部科学省が定める教員定数の制約によって一人ひとりの指導を行う教員の負担もあげられる。これに対して、教員の増員や日本語指導の充実はもちろん、AI 翻訳機の活用による授業理解の補助、社会科での母国紹介を通じた相互理解の促進など、外国人児童が日本の学校生活に溶け込みやすい環境を多角的に整えることが理想である。

大阪市生野区の多文化ふらっとへのインタビューでは、外国にルーツを持つ人々に対する偏見や誤解が依然として存在している現状を認識するとともに、子どもたちが安心して相談できる居場所や精神的な支えとなるコミュニティの重要性を再確認した。学習支援よりも、子どもたちの心理的、精神的ケアや自己肯定感の醸成が支援における第一の土台であり、今後、外国人児童の増加に伴って継続的に「居場所づくり」の充実さが求められる。

これら三つの機関に共通していたのは、外国にルーツを持つ子どもたちの学習意欲を継続的に支えることの難しさ、そして学齢超過者の進学支援や入試対策に依然として多くの課題が残されているという点であった。また、本調査を通じて、こうした課題の解決には学校教育のみならず、行政機関や民間団体がそれぞれの専門性と強みを活かしながら連携することが不可欠であると考え。多文化共生社会の実現に向けて、子どもたちを支援の対象として捉えるだけでなく、一人の主体として尊重し、その可能性を社会全体で育んでいく視点が求められる。

第三章 留学生の多文化共生について

ー龍谷大学グローバル教育推進センターを調査ー

文責 山田周

I 調査意義

グローバル化、国際化を目指すうえで留学生を受け入れるだけでなく、送り出していくことも重要だと考える。なぜなら多文化共生において相互理解が重要だと考えるからである。そして、相互理解を進めていくうえで互いの主張を理解する必要がある。よって外国人、つまり相手方の理解だけでなく自分たちについての理解も必要だと考える。留学生は相互に受け入れていることもあり、近い条件の元それぞれが互いに何を考えているのかを比較、検討することに適していると考えられる。

加えて、日本人と外国人の受け入れられるサービスの差について昨今話題になっている。それに伴い、グローバル教育推進センターの行っている活動はどのようなものであり、日本に來ている外国人留学生に対する支援と海外へ留学している本大学の生徒に対する支援について知りそこからサービスに差があるのかについて考える。その他にも、どのような取り組みで多文化共生を目指しているのかについても調査し、現状を把握していく。

II 龍谷大学グローバル教育推進センター

1 概要

龍谷大学のグローバル教育推進センターは、諸外国からの留学生の受け入れ、龍谷大学生の海外留学派遣を主に担当をしており、学部教務課や Campus hub 等の他部署と連携して進めている他、海外の拠点を利用したグローバル展開を行っている。その他には受入留学生の学習環境を整える役割もあり、学生寮やメンタルサポートを行っている。現在力を入れているのは「内なる国際化」である。留学に行きたいが行けない学生のためにキャンパス内で国際交流ができるように様々なイベントの企画、運営を留学生や Global StaRt の学生、留学生寮に住み込んでいるレジデントサポーターなどと共同で行っている。また、そういった課外の活動以外にも、正課として授業においても国際共修スタイルで学べるものの企画・運営しキャンパス内の多文化共生の整備に取り組んでいる。

III 調査活動報告

1 調査概要

日時：2026年5月13日

場所：龍谷大学グローバル教育推進センター

応接者：篠田様、上下様

2 ヒアリング報告

(1) 外国人留学生への文化的、宗教的配慮について

宗教的配慮についてはキャンパス内の礼拝室の設置によって学生、教職員が日常の中で宗教的行為を崩さず行えるように配慮している。また、ハラルなどの宗教的配慮をした食事については生協等に打診したことはあるが、実現は難しい。

(2) 外国人留学生が持つ支援に対する不満や要望について

龍谷大学に限らず留学生は、現地の学生（この場合は日本人）との交流の場や現地の言葉を用いたコミュニケーションの機会を大学側が整えてほしいという要望が主である。龍谷大学では、Global StaRt という学生団体がランチ会を実施するなどのイベントの開催で交流の機会を設けている。

また、龍谷大学では、日本語の授業において、国際共修スタイルで、留学生と日本人学生が、龍谷大学をより良い多文化共生キャンパスにするには⁴⁾ というテーマでの発表会を行った。そこでは、キャンパスでの日々の経験をもとに「困ったこと」や「改善すべき点」を共有し、グローバル教育推進センターにヒアリングを行い、ディスカッションを経て提言がまとめられた。これによって交流の機会だけでなく、留学生の悩みの共有にも寄与している。具体的な悩みとしては、生協アプリがダウンロードできない、寮に住むサポーターの人数を増やしてほしい、学内のポスターを多言語対応にしてほしい、新歓を9月にも開催してほしい、ヴィーガンの食事、バディが欲しい等があげられた。

それを受けて龍谷大学は、レジデントサポーターやバディに関しては、交流の機会を増やすという観点から国際共修科目の制度化や学生同士での食文化の交流ができるようにキャンパス内のカフェでのイベント開催などに取り組んでいる。また、グローバル教育推進センターの職員についても英語の話せるスタッフを強化しており、その他韓国語や中国語に対応できる職員も多くいる。

また、学内のポスター、ひいてはメールなどは「やさしい日本語」を使うよう徹底されている。やさしい日本語とは、具体的には「頭上に注意」ではなく「頭の上に注意しましょう」といったように直感的に理解することができる日本語のことである。

(3) 海外に留学に行く日本人が受けられる支援について

交換留学に行く際は現地の言葉で授業を受けることになるため、語学力が必要になる。そのために各言語を学習できる施設を整えている。また、面談を実施することでの勉強状況の確認やビザや寮の申し込みなどの手続きのサポートをしている。龍谷大学独自のRISE Program 留学では、事前事後の学習を行っている。留学で自分の何を強めたいかを可視化し、それがどれだけ実現できているかの確認をしている。そうすることで留学をすることで何を得たのかを言語化でき、就職活動等で役に立てるようになっていく。また、大学のサポートとして最も大きいものは経済サポートであり、長期留学の際の学費の免除などがあげられる。その他には事件や事故、病気といった危機事象が起こった際の対応の説明や、保険のサポートがある。

(4) 日本人留学生が留学先で受けられる支援について

交換留学は互いの学生が協定校で1学期または1年間学ぶことができる制度である。龍谷大学は留学生個人々の特性に合わせて様々な支援を行っているが、特性にあわせたサポートも日本人留学生が留学先で受けられるように龍谷大学が介入している。またトラブルが生じた際にサポートに入ってもらえるように手配をしている。よって、大学側の提供する留学においてはサポートや支援に差は生まれにくいと考えられる。つまり、自身の大学が留学生に提供しているサポートを知ることによって、留学先で受けられるサポートがどのようなものかある程度想定できる。

前述した内容以外で、龍谷大学が留学生に行っているサポートとして、まず授業配慮というものがある。病気を抱えている学生、メンタルの病気を抱えている学生などがその病気の影響で授業の課題や内容をこなすことができないことがある。もちろん人によってその程度は変わる。そのためその人に合わせた支援を行っている。

また、国籍や文化的背景が異なる場合、お互いに理解できない部分が存在する。勉強のために留学してきているが、留学生はそういった葛藤の中で生活している。

⁴⁾ 留学生&日本人学生から、入澤学長に提言「龍谷大学をもっとよい多文化共生キャンパスにするには！」 <https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-15986.html> (最終閲覧日 2026年5月19日)

そのため、寮の中などでも小さなトラブルが発生する。その仲裁なども行っている。

ただし、こういったサポートは後述するが、英語圏の留学先などでは学生数が多く、学生一人一人により沿った、パーソナルなサポートを行うことは難しい。加えて、私費留学などでは大学側では関わるのが難しい。

(5) 留学先の大学の支援が不足している場合の対応について

前述の内容と被るが龍谷大学で留学生が受けられるサポートが同じように留学先で受けられるように介入している。しかし、海外の留学先、特に英語圏の留学先は学生数もその分多くなるため、学生1人1人に寄り添った形での支援が難しく、学生全体でまとめて対応されることが多い。

具体的なものとして、履修登録に関することが挙げられた。龍谷大学の場合履修登録の期限が過ぎてしまった場合でも、教務課で対応してもらえるが、留学先の大学ではそういった対応をしてもらえないことも多いというものだ。

また日本人留学生が宗教的な配慮に関する問題を訴えるということは少なくともグローバル教育推進センターで訴えを聞くことはないそうである。

(6) その他

質問のほかに、実際に留学生が直面した問題についてお聞きすることができた。まず、ウクライナからの学生について。京都市のサポートもあり宿舎を無料で提供しており、大学との仲介もしていた。その際、住んでいた部屋の扉に嫌がらせを受けた。その際は、鍵の交換などの対応や警察との仲介、被害者学生のメンタルケアなどを行った。結果として、その嫌がらせはウクライナの人間だから、外国人だからといった理由ではなく、無差別なものだった。しかし、被害にあった留学生すれば自身の国籍や状況のせいであると感じてしまい、かなり動揺していたそうである。

IV 多文化共生についての見解

今回のヒアリング調査の内容を踏まえながら、多文化共生に向けて個人的見解を述べる。

まず、多文化共生には相互理解が重要であると考えている。そこでヒアリング調査の

(2)においてバディやレジデントサポーターに関する悩みが挙げられた。学習面と生活面の両方に対応したものであるが、レジデントサポーターは100人以上の留学生に対して、6人と数が少ない。バディに関してはそもそも日本では馴染みがないものである。そのためこういった環境でこういった葛藤と留学生が生活しているのか理解している人間が少ないということでもある。

次にヒアリング調査の(5)において、日本人留学生の履修登録に関して考察する。龍谷大学では履修登録の際、期限を超過しても教務課などで対応してもらおうことができるが、留学先では学生をひとまとめに捉えることから個別にそういった対応をしてもらえることが少ない。そして、宗教的配慮に関してはそもそも日本人からそういった不満や問題が寄せられることがない。

これらによって2つのことが考えられる。1つ目は、日本人留学生が留学において日常生活よりも学習面に関するサポートをより多く求めているということである。理由としては、留学を経験した方の話によると、現地の学生との交流を求めており、加えて履修登録等授業面のサポートを求めているからである。そして、現地の学生との交流の機会を大学側に整えてほしいという要望は、日本人にはなじみのないバディなどのことは指していないと考えられる。また、宗教的な要望もないため日本人留学生の要望は学習面に偏っていると考えられる。

また、日本人にとってレジデントサポーターの不足やバディ制度になじみがないことが、これらの制度の未整備に繋がっていると考えられる。

そして、2つ目は宗教的配慮に関する問題が少ないのは日本人が自身の文化がどこまで多文化を許容できるかを理解していないからということである。日本人は生活の中に様々な宗教的行為が根付いているがそれを自覚している者は少ない。つまり、何が必要であるか、何を受け付けないかを把握していないと考えられる。

自分たちにとって何が必要で、何が不必要であるか、相手にとって何が必要で、何が不必要であるか、その差を知ることが相互理解につながると考えられる。しかし、前述したように日本では相手が必要としているものを把握しているが、自分たちに必要なものを把握していない、もしくは必要なものに対して無自覚である。よって、今後多文化共生を進めるにあたって最優先されるべきは自文化への理解であると結論付ける。

第四章 海外出身人材の定住障壁と、文化・宗教的リスペクト

文責 谷川敬郁 岩倉優

I 調査意義

16兆円。これは深刻な人材不足によって日本企業が失ったとされる経済的損失の試算額である。多くの企業にとって、人材不足はもはや将来のリスクではなく、すでに直面している問題なのである。現場では労働力さえあれば受けられたはずの注文を断り、維持できたはずの事業を縮小せざるを得ないという、切実な機会損失が常態化している。

この現状下で日本社会の維持に不可欠な存在となっているのが、海外にルーツを持つ労働者だ。2025年10月時点の人数は257万人と過去最高を更新し、前年比11.7%増という数字は、日本企業がいかに彼らを切望しているかを雄弁に物語っている。しかし、ここで注目すべきは企業側の需要だけではない。日本に来る、あるいは日本で働くことを選ぶ海外出身のメンバーの「意欲」そのものである。我々はこの両者の接点にこそ、真の多文化共生の鍵があると考えた。

本報告では、せんと協同組合および株式会社 Funtoco より提供されたデータ、ならびに公的統計（出入国在留管理庁等）を活用し、日本企業側、海外出身の人々のそれぞれの現状と課題を整理し、今後の展望を模索する。

II 調査概要

2 せんと協同組合

- ・日時：2026年2月19日
- ・応接者：影井 信也様（代表理事）
竹内 龍馬様（管理部）
フィーナ ヌール シファ様（通訳）
ナルギス プリマディバ様（通訳）
インドネシア出身の技能実習生 9名

2 株式会社 Funtoco

- ・日時：2026年3月23日
- ・応接者：山本 将人様（代表取締役/CEO）
長尾 遼児様（営業）
和食 徹様（本部長）
スレスタ ディスマ様（営業）
フウン チィ チャー様（オペレーション担当）
シティ マリナ様（支援担当）
ヘテイアラチゲ チャマラ ディヌシャン様（新規事業本部）

事業内容

2 せんと協同組合

日本の中小企業を対象に、インドネシアを中心とした外国人技能実習生の受け入れや特定技能外国人の就労支援を行う監理団体・登録支援機関。優良認定である「一般監理団体」の許可を取得しており、技能実習3号の受け入れや受入人数の拡大にも柔軟に対応できる。また、組合組織の基盤を活かし、農業、食品製造、建設など多職種に対応し、関東から九州まで幅広い地域をカバーするサポート体制が強い。

2 株式会社 Funtoco

介護、外食や宿泊などの接客・サービス業を軸に外国人人材の紹介や定着支援を行う。高い日本語力やマナーが求められる接客業界において、独自の事前教育、入社後の本質的な支援と「特定技能ビザ」への高い専門性を強みに多くの実績を持つ。

単なるマッチングにとどまらず、国に認められた「登録支援機関」として複雑な書類対応から入国後の生活サポート、定期面談まで一貫して伴走する。大阪の本社に加え、2024年には九州エリア強化のため福岡にも拠点を設立した。

これら2社は、それぞれ異なるアプローチで海外出身人材の就労支援を行っている。しかし、実務の最前線にある両社の取り組みや資料からは、共通して彼らが直面している「リアルな壁」と、日本社会が抱える課題が見えてくる。そこで次章からは、この2社へのヒアリング内容や提供資料をベースに、海外出身メンバーの本音や、日本が「選ばれる国」であり続けるための具体的な課題について詳しく分析していく。

III 海外出身メンバーの実態と「選ばれる国」としての国際競争力

企業側が受け入れ態勢の理想を掲げる一方で、日本で働く人々が抱く期待と日本社会の現実にはいまだ大きな乖離が存在する。

1 来日動機が多層化と経済的インセンティブ

(1) 来日動機が多層化

本調査によれば、動機は単なる「貯金」ととどまらない。将来の「自国での起業・事業経験」を目的とする層が過半数（今回の調査では9人中6人）を占めており、キャリア形成の場としての期待が高い。

(2) 経済的インセンティブの可視化

インドネシアの現地月給は約2万円で貯金することが厳しい状況に対し、日本での技能実習生による貯金可能額（3～4年で300～400万円可能）を比較すると、彼らにとって日本が「夢を実現するための投資先」であることは明白である。

2 「選ばれる国」としての競争力分析

(1) 国際比較による優位性の低下

韓国やドイツとの賃金比較データによれば、近年の円安の影響もあり、「稼げる国」としての日本の相対的価値は確実に低下している。

(2) 「茹でガエル現象」への警鐘

Funtoco社の指摘通り「日本は選ばれる側」という前提は崩れつつある。海外の若者たちは「今、日本に行くべきか」を他国と比較し、非常に冷静に判断しているのが実態である。

IV 現場資料から考える「見えない障壁」とリスpekトの欠如

1 現場における「見えない障壁」

(1) 期待値の乖離（満足度調査）

企業側の評価が70～80点（支援体制への自信）であるのに対し、働くスタッフ側の評価は30～50点（言語の壁、孤立感、型にはめる文化への拒絶）に留まる。

(2) 「同調圧力」のコスト

リクルートスーツの着用やメールの定型表現といった日本独自の「見えないルール」

が、1つ1つは小さくとも積み重なることによって、彼らにとって大きな心理的負担となり、働きにくさの要因となっている。

2 文化・宗教的リスペクトの欠如（事例研究）

提供資料にある「宗教対応」の事例から、多文化共生の核心を考察する。

(1) 死生観の配慮と思想の違い

インドネシアの人々が望むのは、宗教的戒律に基づいた「直接土に還る」埋葬である。日本国内では山梨県や北海道など一部の地域に限定されており、土葬への正当な理解が進まないことが、彼らに日本での永住や長期滞在を躊躇させる最大の要因、言い換えれば、遺体の扱いに関する思想の相違が、共生の障壁となっている。

宗教観とそれによる「土葬」の違い

回帰型（インドネシア等の事例）： 防腐処理（エンバーミング）を行わず、棺も使わずに布で包み直接土に埋める。「人間は土から生まれ、土に還る」という宗教的・自然観に基づく。

保存・安置型： 欧米等で見られる、棺に入れ防腐処理を施す土葬。イエス・キリストに倣うことで自らも死後に同じように復活することを願う宗教観に基づく。

(2) 埋葬の技術的・空間的な作法

手法の多様化： 単独埋葬だけでなく、先祖代々同じ場所に深く重ねて埋葬する「家族埋葬」の形態もある。

経済的選択肢： 日本国内での土葬受け入れ先が極めて少ないため、遺体送還を選択せざるを得ないが、これには 70 万円以上の高額費用と複雑な手続きを要する。

考察： インドネシアのメンバーが望む土葬は自然なサイクルの一部であり、環境汚染を招くものではない。しかし、日本側の「火葬＝衛生的、土葬＝不衛生」という固定観念が摩擦を生んでいる。

V 日本企業側における受け入れの現状と課題

現在、日本企業では少子高齢化に伴う労働者不足により、海外ルーツのスタッフの受け入れを積極的に行うようになってきている。だが、日本には独自の言語や文化が多数存在しており、彼らにとって自国の言語や文化との差異があることに苦労している。加えて企業側も新たなメンバーを受け入れる体制を作ることが必要な上、初めて受け入れを行う企業ではコミュニケーションを取ることさえ簡単なことではない。両者が共同で働くためには、企業側がまず以下の 4 点を行う必要がある。

1 受け入れ体制の構築

これまで日本人を中心として働いていた企業の場合、いきなり海外出身のメンバーを受け入れると、周囲だけでなく従業員全体に大きな負担となる。日本語が不慣れた人材に対しては多言語対応マニュアルを作成し、彼らに合わせた研修を行うなど、誰もが働きやすい環境作りを先行させることが重要である。

2 境界線の排除

人口減少によるパワーバランスの変化や深刻な円安が進むと、日本は将来的に海外の若者に選ばれにくい国になってしまう。日本人が「海外の人だから」という意識を無くし、仕事面以外でも積極的にコミュニケーションを取ることが不可欠である。実際に調査で訪れた際に出会った技能実習生の方たちは、不慣れながらも日本語習得のために猛烈な努力を重ねていた。日本人もその努力を理解しようとする姿勢が求められる。

3 人手不足解消を最終目標にしない

単なる労働力の穴埋めではなく、彼らが持つ母国での経験や知識、日本人にはない視点を生かし、企業や社会の発展・成長を共に目指すパートナーとして捉え直すことが、日本全体の発展にもつながる。

4 夢や目標を叶える場所になること

せんと協同組合の技能実習生へのヒアリングでは、「自分の店を持ちたい」「家族のため」といった明確な夢が語られた。企業のノルマを課すだけで無く、彼らの夢や目標にも耳を傾けることで、仕事へのモチベーションを高める好循環が生まれる。

VI 結論

本調査から浮き彫りになったのは、日本が今まさに「選ばれる国」としての岐路に立たされているという現実である。株式会社 Funtoco が指摘する通り、現状の古い受け入れ体制や「見えないルール」に縛られたままであれば、国際的な人材獲得競争が進む中で日本は他国に敗れてしまう。

しかし、せんと協同組合でのヒアリングが示すように、海外出身の若者たちは単なる労働力ではなく、明確な夢や目的を持って来日している。彼ら個人が抱く期待に応え、埋葬問題をはじめとする文化や宗教的戒律といった「違い」に真正面からリスペクトを持って向き合うことこそが、真の定住障壁をなくす鍵となる。

一時的な人員の穴埋めではなく、未来を共に創る不可欠なパートナーとして互いを受け入れ合うマインドがあれば、日本社会と海外出身人材の「共存」は十分に可能である。私たちが明日から持つべき具体的な定義を次章に提示する。

VII 我々が考える「多文化共生」の定義 多文化共生とは

「多文化の中の日本文化」 (文責 谷川敬郁)

私は言語や文化の違いはそのままにその違いについて理解し認めること、そしてその環境に適した形へ柔軟に変化していくことが、多文化共生を実現するために不可欠であると考えている。「多文化共生」とは決して違いや差をなくしていこうということではない。むしろ、今ある営みをやめることは伝統や個性を喪失させることにつながるため、避けるべきである。したがって、外国人の受け入れが活発になっている現状を踏まえ、日本は異文化を否定するのではなく、それらを対等な存在として社会に調和させていく必要がある。こうした実質的な歩み寄りこそが、真の多文化共生へとつながるはずだ。

多文化共生とは

「アイデンティティの確立」 (文責 岩倉優)

私の考える多文化共生とは単なる数の穴埋めではない。それは、これまで日本社会が培ってきた伝統やインフラという「守るべき価値」を国籍を問わない新たな人材の手に委ね、彼らの視点を通じてそれらを再定義・洗練させていくプロセスである。人手不足を契機に、あらゆる背景を持つ人々が社会の維持に主体的に関わることで、結果として文化や秩序の質が向上し、より豊かな共生圏が創出される。これこそが、「アイデンティ

ティの確立」を伴う多文化共生が実現した社会の姿である。

参考文献

日本経済新聞 <労働臨界>人手不足、逃した 16 兆円

ホテル「稼働率 50%で限界」 過度な需要喚起、効果薄く

[HTTPS://WWW.NIKKEI.COM/ARTICLE/DGKKZO92479480Y5A101C2MM8000/](https://www.nikkei.com/article/DGKKZO92479480Y5A101C2MM8000/)

FORBES JAPAN 人材不足の国、トップはドイツで日本は 15 位

[HTTPS://FORBESJAPAN.COM/ARTICLES/DETAIL/76677?READ_MORE=1](https://forbesjapan.com/articles/detail/76677?read_more=1)

世界の最低賃金ランキング【2026 年最新】OECD・アジア主要国の時給・月給を徹底比較

[HTTPS://WWW.DIGIMA-JAPAN.COM/KNOWHOW/WORLD/8314.PHP](https://www.digima-japan.com/knowhow/world/8314.php)

出入国在留管理庁 令和 7 年末現在における在留外国人数について

[HTTPS://WWW.MOJ.GO.JP/ISA/PUBLICATIONS/PRESS/13_00062.HTML](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00062.html)

土葬とは？現状の扱われ方や必要な手続き、メリット・デメリットを解説

[HTTPS://WWW.KURASHINOTOMO.JP/MEDIA/N179-DOSO/](https://www.kurashinotomo.jp/media/n179-doso/)

第五章 外国人の国民健康保険加入を巡る世論と実態について

文責 松本 桂奈

I 調査意義

インターネット上では、外国人の医療目的での入国や、保険料未納の報道によって、外国人が国民健康保険を利用することについて「不公平だ」という意見も散見される。2025年の厚生労働省の発表によると、集計を行った約150自治体における外国人の収納率は63%であるのに対し、同じ約150自治体の日本人も含めた全体の収納率は93%であった⁵。

保険料の未納率や保険の不正利用など、一部の事例が強調されることで、外国人住民全体への不信感や偏見を助長する可能性がある。また、国民健康保険は加入者が保険料を負担し合い、互いに支え合う制度であるため、外国人と国民健康保険をめぐる不信感の拡大は、制度そのものへの信頼を損なう恐れもある。そのため、多文化共生の観点から、世論と実態の双方を検討する必要があると考えた。

実際に制度を運用している方がどのような実感を持っているのか、その一次情報を伺い、外国人の国民健康保険加入を巡る世論と実態について知ることが本調査の目的である。

II 国民健康保険とは

国民健康保険制度は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度である⁶。国民健康保険は、国の社会保障政策の一つであると同時に、経営主体が地方公共団体の地域保健であり、地域住民の相互扶助の精神に基づき運営されている制度である。そのため、外国人についても、都道府県の区域内に住所を有するものは、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者となることが義務付けられている(国民健康保険法第5条)。

1. 国民健康保険の対象

3か月を超えて日本に滞在する者のうち、勤務先の健康保険に加入していない者。

3か月を超えて日本に滞在すると認められる者とは、次のような者を指す。

(1) 決定された在留期間が3か月を超える者

(2) 決定された在留期間が3か月以下であっても、3か月を超えて滞在すると認められる者

(例: 在留資格「興行」、在留期間「3か月」でも、招聘機関との契約書等により3か月を超えて滞在することが証明される者)⁷。

⁵ 厚生労働省保健局国民健康保険課「説明会資料」、2025年、

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001616165.pdf?shem=rimsywouoe>、(閲覧日: 2026年4月25日)

⁶ 厚生労働省「国民健康保険制度の概要」、国民健康保険事業年報・月報、令和5年末時点 <https://www.mhlw.go.jp/content/000951286.pdf>、(閲覧日: 2026年4月25日)

⁷ 大阪市「大阪市国民健康保険のご案内」、2025年度版、2026年1月1日現在 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000414/414584/1_japanese_ex

2. 国民健康保険の適用除外

被用保険などの他の公的医療保険や生活保護の適用を受ける者、その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものなどは、国民健康保険の適用除外となる。(国民健康保険法 6 条)

III 調査活動報告

1 大阪市役所 大阪市福祉局 生活福祉部 保険年金課

日時：2026 年 2 月 6 日(金)

応接くださった方：中谷担当係長様、安藤担当係長様

質問(1)：国民健康保険料の納付状況

回答(1)：令和 5 年：全体 91%、世帯主が外国人：79%

令和 6 年：全体 90%、世帯主が外国人：76%

納付状況について、外国人か日本人かによって納付状況に大きな開きがあるという印象はない。督促状や差押も平等に同一の対応をしている。日本に入国する外国人の場合、単に「払いたくない」のではなく「制度を知らない」ケースもあるため、周知(サポート)と徴収(ルール)の「支援と適正化の両輪」が必要だと考える。大阪市内では、留学生が通う日本語学校と区役所が連携し、制度説明会の実施や申請手続きをサポートするなどの対応を行なっている。他にも、国民健康保険制度の仕組み等に関する案内を、6 つの言語で作成し、各区役所の窓口での提供やホームページにも掲載し、制度の周知に努めている。

質問(2)：来日直後の国内所得がない場合に生じる保険料の「大幅な減免」や所得判定の公平性について

回答(2)：海外の収入については、国民健康保険料の算定に含まれないため、調査を行っていない(地方税法施行令 48 条の 5 の 3)。法令を遵守し運用していくことが公平な運用につながると考える。

質問(3)：新設されたデジタルノマド専用ビザ(特定活動 53 号)⁸について、国民健康保険加入義務はないとされているところ、加入したいと申し出があった場合、加入することができるのか。

回答(3)：在留資格を持って在留する外国人のうち、中長期在留者(住民基本台帳法第 30 条の 45)については、国民健康保険の適用対象となるが、デジタルノマド向けの在留資格は中長期在留者に当たらないため、国民健康保険の適用除外

[cept_for_nepal.pdf?shem=rimsouwoe](#)、(閲覧日：2026 年 4 月 25 日)

⁸ デジタルノマドとは、6 ヶ月を超えない期間日本に滞在し、国際的なりもトワーク等を行う者である。要件として、申請の時点で、申請人個人の年収が 1000 万円以上であること、海外旅行傷害保険等の医療保険に加入していること等がある。(障害疾病への治療費用補償額は、1,000 万円以上が必要。)

出入国在留管理庁「在留資格「特定活動」(デジタルノマド(国際的なりもトワーク等を目的として本邦に滞在するもの)及びその配偶者・子)」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities10_00001.html?hl=ja

、(閲覧日:2026 年 6 月 9 日)

となり、加入することはできない⁹。

2 京都市役所 京都市保健福祉局 福祉のまちづくり推進室

日時；2026年2月17日

応接くださった方：

保健福祉局福祉のまちづくり推進室 森田様、小谷様、仙田様、宇佐美様

質問(1)：国民健康保険料の納付状況

回答(1)：令和6年：全体92.19%、世帯主が外国人80.32%

京都市では留学生の人口が多く、学校等の協力もあり納付率が高く、納付率は報道よりも高い結果になった。外国人の未納は特別に問題視していることはなく、滞納処分等も平等に対応している。

加入勧奨時の工夫について、異文化の人に対しては、翻訳タブレットと多言語パンフレットを用い、法律で定められた制度であることを丁寧に説明している。窓口に来る人については加入意思を持つ人が多い印象で、留学生は学校の協力もありスムーズである。

質問(2)：来日直後の国内所得がない場合に生じる保険料の「大幅な減免」や所得判定の公平性について。保険料は、前年度所得に基づいて算出されるが、来日直後の国内所得がない外国人に対し、「前年度所得なし」として保険料が算定される現行制度は、長年納税している住民(外国籍含む)との公平性において問題があるのではないか。

回答(2)：来日直後の外国人の保険料についても、制度上、地方税法上の所得で判断せざるを得ない。国民健康保険側で賦課をしようと思うと、国外所得を国民健康保険側で個別に把握する必要があり、コストが沢山かかる。これを誰が負担するのかという問題がある。海外の収入を調査する仕組みは困難なのかという疑問に対しても、制度の見直しやシステムを変えることには経費がかかるという課題がある。このような課題等を踏まえ、現行制度に基づき運用している。

質問(3)：保険証の不正利用と本人確認について

マイナンバーカードを用いた保険証は、従来の保険証と比較して、保険証の不正利用(なりすまし受診等)を防ぐ手段としても注目されているが、顔認証を用いない暗証番号での認証や、従来型に近い「資格確認書」では、以前として本人確認の厳格化には限界があるのではないか。

回答(3)：マイナ保険証は、保険証の不正利用の防止という観点から見ると、顔写真が添付されているため、一定の抑止力にはなるのかもしれない。

IV 考察

メディア報道やインターネット上において、外国籍住民による国民健康保険料の未納問題や、外国人が国民健康保険を利用することに対して「不公平だ」という世論を目にしたことが本調査の端緒である。外国人と国民健康保険に関心を持ち、調査を進める中で、特に「保険料算定の仕組み」に対し、このままで良いのかという問題意識を抱いた。

インタビュー調査の結果、来日直後の外国人に対する所得判定の公平性について、大阪市と京都市ともに「現行制度上、来日直前の海外所得を把握する仕組みとその必要性

⁹ 法務省 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001422244.pdf?shem=rimsywouoe>、令和6年7月時点、(閲覧日：2026年4月25日)

がないため、一律で前年所得なしとして判断せざるを得ない」との回答が得られた。

大阪市へのインタビューでは制度の運用だけではなく、制度の根拠となる法律、政令、規則などについてもご教示いただき、法律に従った行政が行われていることを改めて確認した。また、外国人住民の方が、未納であった保険料を払いに來たり、保険料の滞納がないかを確認しに來たりする人の数が、2025年の年末にかけて増えたイメージがあると教えてくださり、報道や世論が当事者に及ぼす影響の大きさを再認識した。

さらに、京都市へのインタビューでは、制度を変更したりするコストについてご指摘いただき、目から鱗が落ちる思いであった。確かに、現行法に基づく運用とコストの限界という視点は大切だ。とはいえ、国民健康保険制度全体として見たときには、公平性に疑問が呈されることもあり得るかもしれない。国民健康保険は、皆が加入し、皆で負担しているという信頼に基づいている制度であり、その信頼がなくなると保険料を支払うことに後ろ向きな意見も出てくるのではないかと考える。

また、保険証の不正利用対策について、行政が把握する不正利用件数には暗数があり得るとも考えられる。医療機関において本人確認が十全に行われているか、本人確認を徹底することは可能なのか、という点には疑問が残る。現実の不正利用が果たしてあるのか、どれだけあるのかに左右されるところではあるが、対策の必要性は依然として高いのではないかと考える。このような対策は、日本人を含む、現実の不正利用を防ぐだけでなく、制度への信頼感を保つためにも重要なのではないかと考える。

「多文化共生」をテーマに調査する中で、どうすれば未納や不正利用を防げるかという観点で考えるあまり、どこまで制度を厳しくするか、現行制度を変える必要がある程の費用対効果はあるのか、という視点を失っていた。保険料の公平性と不正利用のどちらをみても、制度を改めることによる利益とコストの釣り合いを計算することは制度設計上必要だということは理解できる。しかし、現在かかるコストだけで考えて良い問題なのか、検討の余地があるのではないかと考える。保険料を納めている人が公平感を感じられない制度では、制度維持の基盤になる制度への信頼損なわれ、将来制度を維持することが難しくなる可能性があると考えた。

参考文献

・「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について(再通知)」、厚生労働省、保医発 0828 第 1 号・保高発 0828 第 1 号・保国発 0828 第 3 号・保保発 0828 第 2 号、令和 7 年 8 月 28 日

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc9445&dataType=1&pageNo=1 (閲覧日:2026 年 5 月 20 日)

第六章 外国人が日本で暮らしていくためには

文責 西村虹美

I 調査意義

これまでの章では、オーバーツーリズム、外国人児童の教育、外国人労働者、国民健康保険など、日本に来る外国人が直面する制度的・社会的課題が整理されてきた。事前学習でも、生活支援センターに寄せられる苦情や困難の事例を多く確認したが、他方で「日本社会に適応し、安定して生活している外国人はどのように暮らしているのか」という視点は十分に検討されていない。

そこで本章では、日本で長期的に生活し、教育現場で働く外国人大学教員へのインタビューを通じて、

1. 日本社会にどのように順応してきたのか
2. 自国文化と日本文化の違いをどのように受け止めているのか
3. 多文化共生を進めるうえで、日本側がどのような姿勢や環境づくりを行うべきか、また外国人側がどのような心構えを持つとよいのか

を明らかにすることを目的とする。

困難を抱える外国人の事例だけでなく、実際に日本で生活基盤を築いている人々の経験を取り上げることで、多文化共生をより実質的に考えるための視座を得る点に、本調査の意義がある。

II 調査概要

日時： 2026年12月22日～3月3日（3名に個別に実施）

方法： ・カライスコス アントニオス教授：大学教授室にて対面インタビュー

・メベット シェリフ教授：Zoomによるオンラインインタビュー

・河 錬洙教授：Zoomによるオンラインインタビュー

対象： 日本の大学で教育・研究活動に従事する外国人教員3名

III インタビュー対象者の背景

1. カライスコス アントニオス先生

ギリシャ出身。母親が日本人であり、幼少期から家庭内で日本語に触れて育った。ギリシャで弁護士として活躍するには海外経験が有利とされることから、ルーツのある日本を選んで来日した。日本語は7歳の頃から母親より学んでおり、日本文化への理解も家庭環境の中で自然に形成されてきた。

2. メベット シェリフ先生

アメリカ出身。日本文学への関心をきっかけに1年間の留学を経験し、その後日本の大学院へ進学した。大学院修了後は大学で講師として教育・研究活動に携わってきた。来日時時点で日常的なコミュニケーションが可能な日本語力を備えており、日本での生活や学習を円滑に進める基盤となった。

3. 河 錬洙 (ハ・ヨンス) 先生

韓国出身。兵役を終えて復学するまでの期間に、大学が募集していた熊本でのホームステイに応募したことをきっかけに初来日した。韓国の競争社会を生き抜くため、日本語を1年間学んだ経験を持つ。その後も日本との関わりを深め、現在は日本の大学で研究・教育活動を行っている。

IV 調査内容

1. 日本社会に対する印象と適応のプロセス

カライスコス先生は、日本社会では見た目によって受け取られ方が異なる場面があると述べた。少なくとも過去には、白人は日本語ができなくても寛容に扱われる一方、アジア系の人々は厳しく見られやすく、特に東南アジア・東アジア出身者には「怒られやすい」「貧困層」というイメージが向けられることがあったという。また、日本のマナーは文化的規範であり、直接注意せず間接的に示す傾向がある点を特徴として挙げ

た。カライスコス先生は幼少期から日本語や生活マナーに触れていたため生活上の困難は少なかったが、「現在では日本に馴染んでいると感じている」とし、文化的な違いとして理解しながら生活していると語った。

メベット先生は、日本人の“はっきり言わない”コミュニケーションに戸惑う場面が多かったと述べた。文化として理解していたものの、誤解が生じて相手の本音がわからず、わだかまりが残ることがあったという。日本に馴染んだという明確な実感はないが、来日後3~4か月で日常的なコミュニケーションが可能になり、一人で生活できる感覚が生まれたと語った。また、登山を通じて仲間と関係を築けたことが、日本社会の一員になれたと感じるきっかけになったと述べた。

ハ先生は、日本を「綺麗で親切な国」と評価しつつ、建前と本音の理解が難しいと述べた。治安の良さを高く評価する一方、物価の高さには驚いたという。ホームステイ先が裕福な家庭だったため経済的不安はなかったが、出稼ぎ目的で来日する人々には担当が大きいだろうと推測した。日本語習得のため飲食店でアルバイトをした経験から、言語能力が仕事の選択肢に直結する現実を実感したと語った。また、「日本に馴染めた」と感じたことはなく、ありのままの自分を受け入れてくれたホームステイ先の経験から、日本に合わせすぎず、自分を理解してもらうことで関係を築いてきたと述べた。

2. 文化的相違の認識とその影響

カライスコス先生は、日本での暮らしにおいて生活習慣や社会規範の違いが日常の中で大きく現れると述べた。ごみ出しの分別や曜日指定など、日本の制度は細かく、地域ごとのルールを理解するには時間が必要だと感じたという。仕事で忙しい人や、出稼ぎ目的で来日した人には、役所の案内を読む余裕がない場合もあると指摘した。また、公共交通機関での静けさや、香水の使い方など、育った文化環境によって“当たり前”が異なる。ヨーロッパでは車内での会話が一般的であり、アフリカ地域では香水を多めにつけることが礼儀とされるなど、文化的背景が行動に影響するため、日本に社会への適応を困難にしていると考えている。

メベット先生は、日本とアメリカのコミュニケーションスタイルの違いを文化的相違として挙げた。アメリカでは主体的に意見を述べるのが重視されるため、日本の議論の場にアメリカ人が参加すれば、その積極性が議論を活性化させる可能性があると考えられる。しかし実際の場面では、周囲が発言を控える中で自分だけが積極的に話す状況が生まれ、文化的背景の違いがコミュニケーションのあり方に影響することを実感したという。

ハ先生は、日本・韓国・中国のコミュニケーションの違いを、自身の経験をもとに比較した。日本では建前が重視され、丁寧な言葉や態度の裏に本音が隠れる場合があると感じたという。韓国では玄関で軽く挨拶する程度で済む場面でも、日本では段階を踏んで丁寧に「お邪魔します」と言うなど、行動の形式性が異なると述べた。また、中国では率直な行動が多く、怒りも翌日には忘れることが多いなど、文化的背景によって“気持ちの処理の仕方”も異なると考えている。これらはあくまで自身が接してきた人々との経験から見た違いであり、文化的背景が行動様式に影響する例として挙げられた。

3. 多文化共生に向けた相互理解と社会基盤の構築

カライスコス先生は、多文化共生を考える際に観光と移住を明確に区別する必要性を強調した。観光客には法律遵守が求められるものの、短期滞在者に細かなマナーま

で理解することを期待するのは現実的ではない側面もある。一方、移住者は生活者として社会に参加する以上、「郷に入れば郷に従え」という姿勢が不可欠であり、来日前に自ら情報を収集し、その国のルールに従う責任があると述べた。

また、マナーは法律ではなく文化的規範である点にも触れ、理解には時間がかかることを認めつつ、公共交通機関でのアナウンスや動画などを活用した分かりやすい情報提供の必要性を挙げた。

さらに、外国人コミュニティの重要性を指摘し、日本人は自国文化を前提に考えるため、外国人がどこで困るのかを把握しにくいこともあったと述べた。特に、肉体労働に従事する外国人は周囲に余裕のある人が少ない場合も多く、同じ母国出身者による支援ネットワークが不可欠であるとした。加えて、日本で生活するうえでは日本語でのコミュニケーションが避けられないため、多言語対応を広げるよりも、日本語や日本文化を学べる機会を制度的に整えるべきだと述べた。これは、移住者が社会に参加するための現実的な基盤として位置づけられている。

メベット先生は、多文化共生を進めるうえで行政が一方的に政策として推し進めることには慎重であるべきだと指摘した。地域社会にとって、もともと身近に存在していた外国人には差別が生まれにくいのが、突然「自分たちとは異なる存在」が現れると、文化的な違いが強調され、恐怖や嫌悪が生じやすいという。これは、異文化への拒否感が悪意ではなく、「知らないこと」から生まれる不安に起因することを示している。そのため、共生を実現するには、制度によって人為的に外国人を配置するのではなく、日常生活の中で自然に出会い、関係を築く機会を増やすことが重要だと述べた。実際に同じ空間で生活し、顔を合わせる経験を通して初めて、「文化の違いも悪くない」と感じられるようになる。共生は政策による強制ではなく、生活の積み重ねの中で育まれる関係性に根ざしているという立場である。

メベット先生は、現在の日本では外国人と自然に出会う機会が十分に確保されていないだけであり、機会さえあれば共生はより自然に進む可能性が高いと述べた。したがって、多文化共生の鍵は、制度的枠組みよりも、互いを知り理解し合うための接点をいかに増やすかにあると考えている。

ハ先生は、多文化共生において相互理解と自然な関係形成を最も重視する立場を示した。外国人が日本文化に無理に合わせる必要はなく、自分の文化や価値観を伝え、周囲に理解してもらう姿勢が重要であると述べた。周囲に合わせようとすぎるとは負担となり、長続きしないため、文化の違いを前提にしながら、互いに理解し合う関係を築くことが望ましいとした。

また、コミュニケーションにおいては言語能力そのものよりも「伝えようとする気持ち」が重要であり、思いを伝えようとする姿勢が関係構築の基盤になると述べた。さらに、制度的支援だけでは共生は進まず、人と人との気持ちのつながりが不可欠であると指摘した。

ハ先生は、外国人や異文化が社会に入ってくることを「楽しい」「有益」と感じられるような意識の変化が必要であり、そのためにはメディアを通じた情報発信が効果的であると述べた。また、日本社会が外国文化を受け入れるには時間がかかることを前提とし、相手を非難するのではなく、時間をかけてゆっくりと関係を築く姿勢が重要であると強調した。

V 総括

本稿では、外国人教員の語りを通して、日本社会における文化的相違と適応のプロセス、そして多文化共生に向けた課題を検討してきた。最後に、これらの考察を踏まえ、私自身の見解を述べたい。

まず、日本に来る外国人が日本の文化に合わせるのか、あるいは自分の文化を周囲に理解してもらうのかという問題は、多文化共生の根幹に関わる重要な論点である。日

本に合わせることを選ぶのであれば、日本の礼儀や作法、マナーを学ぶ必要がある。しかし、それらを文化として興味深いと感じられるのであれば、日本社会への適応はむしろ豊かな経験となり得る。一方で、自分の文化を周囲に認めてもらうことができれば、生活スタイルを大きく変える必要はない。ただし、自らの文化を一方向的に押し通すだけでは周囲との関係は築けず、理解を得るためには、自分の文化の良さを伝える努力が不可欠である。

結局のところ、どちらの方向を選ぶかは個人の価値観による。しかし、どちらを選んだとしても相互理解という基盤がなければ共生は成立しない。これは外国人側だけでなく、受け手である日本社会にも同じことが求められる。理解しようとする姿勢、知ろうとする姿勢、そして異文化への興味そのものが、多文化共生に向けて日本がまず取り組むべき最初の一步である。すべてを理解し合う必要はないし、完全な相互理解は不可能である。しかし、知ろうとする姿勢と、伝えようとする姿勢を双方が持たなければ、共生は決して前に進まない。

こうした姿勢があって初めて、言語支援や外国人コミュニティの形成といった取り組みが意味を持つ。多文化共生は制度だけで実現するものではなく、人と人とのつながりの中で育まれるものである。だからこそ、より多くの人々がコミュニティの重要性を理解し、関係性を築くことの価値を再認識する必要がある。

そして私は、この問題は多文化共生に限らず、現代社会全体の課題にも直結していると考える。SNSの普及によって人々のつながりが希薄化し、孤立が深まる今こそ、社会が再びつながることの尊さを見直すべきである。異文化理解とは、単に外国人を受け入れるための技術ではなく、人間同士が関係を築くための根本的な態度である。だからこそ、現代のネットワークを活用しながら、人と人とのつながりの価値を積極的に発信していくことが求められる。

多文化共生は、制度でも理念でもなく、人が人と向き合う姿勢そのものである。日本社会がその姿勢を持てるかどうか、これからの共生社会の実現を左右するだろう。

総合的検討

文責 高屋量太

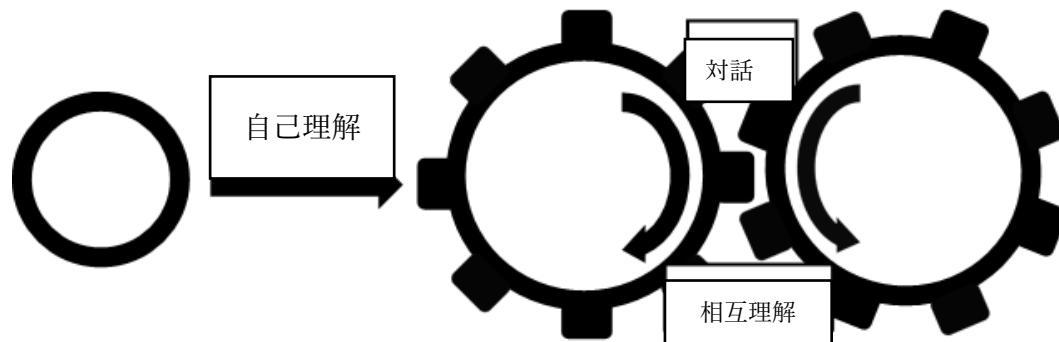
以上論じてきたように、「多文化共生」には、さまざまな捉え方がある。そこで、ヒアリングを通し学んだことを中心に、より一般的な指針を示すことを試みる。

「多文化共生」とは何かということについては、統一的な定義を共有しづらいという面がある。他方、本来の多様性を尊重するという観点からは、その捉え方を一括りにすることも適切ではない。そこにジレンマが生じている。そこで、「多文化共生」とは真逆の状態に注目してみる。それは、同化、排斥、迫害、分化、隔離などの言葉で表される状態だ。そこには、いずれも対立や争いが存在するため、この解消を目指さなければならない。つまり、「多文化共生」に先立って、まずは「他文化共生」を実現すべきである。



「多文化共生」だけに焦点を当てると、それが多様で抽象的なことにより、具体的で実践的な方法を見失いそうになる。「多文化共生」とは、「他文化共生」が集積した結果であると考えべきだ。

次に、「他文化共生」のため、どのように相互理解をするのかということが問題となる。そこで重要となるのが「自己理解」と「対話」である。ここでは、歯車をイメージしてみる。



「自己理解」は、歯車としての円を大きくする過程、歯車に凹凸を施す過程にあたる。自分とは何か（外国人との関係を念頭に置いた場合、日本文化とは何か等）を深く考え、理解することが何よりも重要だ。歯車は大きくなればなるほど、そしてその凹凸が強固になればなるほど、相互に作用する力も大きくなるだろう。そして、「対話」は、歯車の凹凸を噛み合わせる過程にあたる。互いに自己を理解した者同士が、主張・受容し合うことによって相互に理解を深めていくことができる。互いの歯車を上手く噛み合わせることができれば、その相互作用は力強い推進力を生むだろう。ここでポイントとなるのは、自らに十分な理解を持った者同士でなければ、「対話」を通じて主張・受容し合うことはできないという点だ。自己の内側にある容易には譲れない部分と、相手を尊重すべき部分が理解できていなければ、相互理解には至らない。そのようにできた脆弱な歯車は、十分に力を発揮できないだろう。また、「対話」においては、伝える努力と伝えるための工夫をすることが不可欠だ。思いは、口にしなければ伝わらない（文化背景が異なる外国人に対しては尚更である）。緻密に噛み合う歯車は、互いの真摯なコミュニケーションによってのみ築くことができる。

このように、対立は、「自己理解」から始まり、「対話」によって「相互理解」することで解消される。つまり、「他文化共生」に至ることができる。そして、「他文化共生」が集積していった先に、「多文化共生」の実現がある。

最後に、これまで示してきたような取り組みにより、「多文化共生」は着実に進んでいるものと思われる。一方で、「多文化共生」が既の実現されているかという点、甚だ疑問である。今一度、現実的な懸念点をも考慮しながら、国内での「自己理解」（議論）をさらに深める必要があるのではないだろうか。また、多文化の尊重は、何も外国人に対するものだけではないはずだ。他者との違いを認め、「対話」を重ねることで、相互理解を深めていくことの重要性は、あらゆる関係に妥当するだろう。

「多文化共生」の捉え方は多種多様であり、現状における「多文化共生」の達成度に対する評価もさまざまである。あなたならどのように考えるか。本成果報告書が、「多文化共生」を考える上での一助となれば幸いである。

参考文献

- [1] 厚生労働省保健局国民健康保険課「説明会資料」、2025年、
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001616165.pdf?shem=rimspwouoe>、（閲覧日：2026年4月25日）
- [2] 厚生労働省「国民健康保険制度の概要」、国民健康保険事業年報・月報、令和5年末時点 <https://www.mhlw.go.jp/content/000951286.pdf>、（閲覧日：2026年4月25日）
- [3] 大阪市「大阪市国民健康保険のご案内」、2025年度版、2026年1月1日現在
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000414/414584/1_japanese_except_for_nepal.pdf?shem=rimspwouoe、（閲覧日：2026年4月25日）
- [4] 法務省 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001422244.pdf?shem=rimspwouoe>、令和6年7月時点、（閲覧日：2026年4月25日）